

○ 山口県漁港管理条例

昭和三十五年八月二日

山口県条例第四十七号

山口県漁港管理条例をここに公布する。

山口県漁港管理条例

(趣旨)

第一条 この条例は、漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和二十五年法律第百三十七号。以下「法」という。）第二十六条の規定に基づき、県が管理する漁港のうち下関漁港以外の漁港（以下「漁港」という。）の維持管理について必要な事項を定めるものとする。

(昭四八条例二二・平一四条例二五・令六条例三二・一部改正)

(漁港施設の維持運営)

第二条 知事は、県が管理する漁港施設（以下「甲種漁港施設」という。）について、毎年度その維持運営計画を定めなければならない。

2 知事は、甲種漁港施設以外の漁港施設の維持運営について必要があると認めるときは、当該施設の所有者又は占有者に対し、その維持運営に関する資料の提出を求め、又は必要な事項を勧告することができる。

(平一二条例一一・一部改正)

(漁港施設の保全)

第三条 甲種漁港施設を滅失し、又は損傷した者は、直ちに知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項の規定による届出があつた場合において、その滅失又は損傷がその者の責めに帰すべき理由によるものであると認めるときは、その者に当該施設を原状に復させ、又はその滅失若しくは損傷によつて生じた損害を賠償させることができる。

(昭四八条例二二・平一三条例一九・一部改正)

第四条 知事は、漁港施設の保全管理上必要があると認めるときは、その必要な最小限度において漁港の区域内の陸域（法第三十九条第一項の公共空地及び甲種漁港施設である土地を除く。）の一部を行為制限区域として指定することができる。

2 行為制限区域において工作物を新築し、改築し、増築し、若しくは除去し、土砂を採取し、又は土地を掘削しようとする者は、知事の承認を受けなければならない。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。

3 知事は、前項の承認の申請があつた場合において、その申請に係る事項が当該漁港の保全に著しい支障を与えるものでない限り、同項の承認をしなければならない。

4 知事は、行為制限区域を指定し、若しくは変更し、又はその指定の取消しをしようとするときは、その一月前までにその旨を公示しなければならない。

(昭四八条例二二・一部改正)

第五条及び第六条 削除

(平一三条例一九)

(危険物等についての制限)

第七条 爆発物その他の危険物（当該船舶の用に供するものを除く。）又は衛生上有害な物（以下「危険物等」という。）を積載している船舶は、知事の指定する場所でなければ、停泊させ、停留させ、又は係留してはならない。

2 危険物等の荷役をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

3 危険物等の種類は、規則で定める。

(昭四八条例二二・一部改正)

(物件の除去命令)

第八条 知事は、漁港の区域内の水域における漂流物その他の物件が漁港の利用を著しく阻害するおそれがあると認めるときは、その所有者又は占有者に対し、当該物件の除去を命ずることができる。

(昭四八条例二二・平一三条例一九・一部改正)

第九条 削除

(平一三条例一九)

(陸揚輸送区域及び出漁準備区域)

第十条 知事は、漁港の利用の調整を図るため必要があると認めるときは、その区域の一部を陸揚輸送区域又は出漁準備区域として指定することができる。

2 知事は、陸揚輸送区域又は出漁準備区域の区域内にある甲種漁港施設の運営上必要があると認めるときは、当該施設において漁獲物、漁具その他の貨物（以下「漁獲物等」という。）の陸揚げ又は船積みを行う者に対し、陸揚げ又は船積みを行う場所、時間その他の事項について必要な指示をすることができる。

3 船舶は、前項の甲種漁港施設において漁獲物等の陸揚げ又は船積みを終わつたときは、速やかに陸揚輸送区域又は出漁準備区域の区域外に移動させなければならない。ただし、知事の承認を受けた場合は、この限りでない。

4 第二項の甲種漁港施設の利用者は、漁獲物等の陸揚げ又は船積みを終わつたときは、速やかにその陸揚げ又は船積みを行つた場所を清掃しなければならない。

(昭四八条例二二・平一三条例一九・平二七条例二四・一部改正)

(利用の届出)

第十一条 甲種漁港施設（航路、道路及び橋その他知事が定める施設を除く。）を利用しようとする者は、知事に届け出なければならない。ただし、次条第一項及び第十二条の二第一項の許可を受けた者については、この限りでない。

(昭四八条例二二・平一〇条例一三・平一一条例四三・平一五条例三〇・一部改正)

(占有の許可)

第十二条 甲種漁港施設（水域施設を除く。）を占有しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

- 2 知事は、前項の許可に漁港の保全上必要な条件を付することができる。
- 3 第一項の占有の期間は、十年を超えることができない。ただし、知事が特に必要があると認める場合は、この限りでない。
- 4 国の機関又は地方公共団体が第一項の許可を要する占有をしようとする場合には、あらかじめ知事に協議することをもつて足りる。

(昭四八条例二二・平九条例五・令二条例一六・一部改正)

(使用の許可)

第十二条の二 甲種漁港施設のうち浮棧橋を使用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。ただし、知事が指定した浮棧橋に漁船に係留しようとする場合は、この限りでない。

- 2 知事は、前項の許可に当該施設の管理上必要な条件を付することができる。
- 3 第一項の使用の期間は、一年を超えることができない。ただし、知事が特に必要があると認める場合は、この限りでない。
- 4 国の機関又は地方公共団体が第一項の許可を要する使用をしようとする場合には、あらかじめ知事に協議することをもつて足りる。

(平一一条例四三・追加、平一五条例三〇・一部改正)

(許可の制限)

第十二条の三 知事は、前条第一項の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可をしてはならない。

- 一 公益を害するおそれがあると認められるとき。
- 二 甲種漁港施設の管理上支障があると認められるとき。

(平一七条例七五・追加)

(使用料等)

第十三条 県は、甲種漁港施設の利用につき、別表第一及び別表第二に掲げる使用料又は占用料（以下「使用料等」という。）を徴収する。ただし、第十二条第四項又は第十二条の二第四項に規定する者がする利用については、この限りでない。

- 2 知事は、特別の理由があると認めるときは、使用料等を減免し、又は分納させることができる。
- 3 既納の使用料等は、還付しない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(昭三九条例九・昭四八条例二二・昭五〇条例四五・平一〇条例一三・平一一条例四三・平一七条例七五・一部改正)

(適用除外)

第十三条の二 甲種漁港施設を利用し、占用し、又は使用しようとする者が、法第三十七条の二第四項の規定により当該甲種漁港施設の貸付けを受けている場合には、第十一条から前条までの規定は、適用しない。

(平一九条例五〇・追加)

(監督処分及び損失補償)

第十四条 知事は、次の各号の一に該当する者に対して、その許可若しくは承認を取り消し、その条件を変更し、又はその行為若しくは工事の中止、既に設置した工作物の改築、移転若しくは除去、当該工作物により生ずべき漁港の保全上若しくは利用上の障害を予防するために必要な施設をすること若しくは原状に回復することを命ずることができる。

一 第四条第二項の承認を受けないで工作物を新築し、改築し、増築し、若しくは除去し、土砂を採取し、又は土地を掘削した者

二 第十二条第一項の許可を受けないで甲種漁港施設を占用した者

三 第十二条の二第一項の許可を受けないで甲種漁港施設を使用した者

四 第十二条第一項又は第十二条の二第一項の許可に付した条件に違反した者

五 偽りその他不正な手段により第四条第二項の承認又は第十二条第一項若しくは第十二条の二第一項の許可を受けた者

2 知事は、特定漁港漁場整備事業その他漁港に係る工事の施行又は漁港の維持管理のため特に必要があると認めるときは、第四条第二項の承認又は第十二条第一項若しくは第十二条の二第一項の許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

3 県は、前項の規定による処分又は命令により損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失を補償する。

(昭四八条例二二・平一一条例四三・平一四条例二五・一部改正)

(指定管理者による管理)

第十五条 甲種漁港施設の管理に関する事務のうち、次に掲げる事務（知事が定める甲種漁港施設に係るものに限る。）は、法人その他の団体であつて知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

一 第十一条の規定による届出を受理すること。

二 第十二条の二第一項の許可をすること。

三 第十二条の二第二項の規定により、同条第一項の許可に条件を付すること。

四 第十二条の二第四項の規定による協議を受けること。

五 第十四条第一項の規定により、第十二条の二第一項の許可を取り消し、又はその条件を変更すること。

六 施設及び設備の維持管理に関すること。

- 2 指定管理者が甲種漁港施設の管理に関する事務を行う場合における第十二条の二第三項及び第十二条の三の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは、「指定管理者」とする。

(平一七条例七五・全改)

(指定管理者の指定)

第十六条 知事は、前条第一項の規定による指定を受けようとする法人その他の団体を公募するものとする。

- 2 前項の規定による公募は、規則で定めるところにより、応募の時期及び方法等について公告して行うものとする。
- 3 第一項の規定による公募に応じようとするもの（以下「応募者」という。）は、規則で定めるところにより、甲種漁港施設の管理に係る事業計画書（以下「事業計画書」という。）に規則で定める書類を添えて、知事に提出しなければならない。
- 4 知事は、前項の規定による応募があつたときは、次に掲げる基準によつて、その応募を審査しなければならない。
- 一 事業計画書の内容が、甲種漁港施設を利用しようとする者の平等な利用を確保することができるものであること。
 - 二 事業計画書の内容が、甲種漁港施設の効用を十分に発揮するとともに、甲種漁港施設の管理に係る経費の縮減を図ることができるものであること。
 - 三 応募者が、事業計画書に沿った管理を安定して行うために必要な人的体制及び経済的基礎を有するものであること。
- 5 知事は、前項に規定する審査を行つたときは、遅滞なく、理由を付してその結果を公表するものとする。
- 6 知事は、第四項に規定する審査の結果、応募者のうち甲種漁港施設の管理を最も適切に行うことができると認めるものについて、前条第一項の規定による指定をするものとする。
- 7 知事は、前各項の規定によることが困難又は不適當な場合その他特別な事情がある場合には、これらの規定によらないで、前条第一項の規定による指定をすることができる。
- 8 知事は、前条第一項の規定による指定をしたときは、規則で定めるところにより、その旨を公示するものとする。

(平一七条例七五・追加)

(指定管理者が講ずべき措置)

第十七条 知事は、第十五条第一項の規定による指定をするときは、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第二条第一項に規定する個人情報（第十五条第一項各号に掲げる事務に係るものに限る。）をいう。）の適正な取扱いを確保するために当該指定管理者が講ずべき措置を明らかにしてしなければならない。

(平一七条例七五・追加、令四条例四一・一部改正)

(利用料金)

第十八条 第十五条第一項の規定により指定管理者に管理を行わせる甲種漁港施設で知事が定めるものの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、指定管理者にその収入として収受させる。

2 利用料金は、別表第一に掲げる金額に十分の八を乗じて得た額から当該金額に十分の十二を乗じて得た額までの範囲内の額で指定管理者が定めた額と別表第二に掲げる金額を合算した額とする。

3 指定管理者は、公益上特に必要があると認めるときその他特別の理由があると認めるときは、利用料金を減免することができる。

(平一〇条例一三・追加、平一七条例七五・旧第十六条繰下・一部改正)

(知事による管理の業務の実施)

第十九条 知事は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第十一項の規定により指定管理者の指定を取り消し若しくは期間を定めて甲種漁港施設の管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合又は指定管理者が天災その他の事由により甲種漁港施設の管理の業務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において、必要があると認めるときは、第十五条第一項の規定にかかわらず、当該甲種漁港施設の管理の業務の全部又は一部を自ら行うものとする。この場合において、利用料金を指定管理者にその収入として収受させることが適当でないと認められるときは、前条の規定は、適用しない。

(平一七条例七五・追加)

(罰則)

第二十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一万円以下の過料に処する。

- 一 第四条第二項の承認を受けないで工作物を新築し、改築し、増築し、若しくは除去し、土砂を採取し、又は土地を掘削した者
- 二 第七条第一項又は第十条第三項の規定に違反した者
- 三 第七条第二項の許可を受けないで危険物等の荷役をした者
- 四 第八条又は第十四条第一項若しくは第二項の規定による命令に従わなかつた者
- 五 第十二条第一項の許可を受けないで甲種漁港施設を占用した者
- 六 第十二条の二第一項の許可を受けないで甲種漁港施設を使用した者

(昭四八条例二二・一部改正、平一〇条例一三・旧第十五条繰下、平一一条例四三・平一三条例一九・一部改正、平一七条例七五・旧第十七条繰下・一部改正)

第二十一条 偽りその他不正な手段により使用料等の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の五倍に相当する金額以下の過料に処する。

(平一〇条例一三・旧第十六条繰下、平一七条例七五・旧第十八条繰下)

(知事への委任)

第二十二条 この条例の施行について必要な事項は、知事が定める。

(平一〇条例一三・旧第十七条繰下、平一七条例七五・旧第十九条繰下)

付 則

- 1 この条例は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。
- 2 第十三条第一項の規定は、漁業者が漁業を営むために甲種漁港施設を利用する場合においては、当分の間、適用しない。

附 則（昭和三八年条例第一五号）

（以下、省略）

別表第一（第十三条、第十八条関係） 【抜粋】

区分				単位	金額
使用料	大型船用浮棧橋	長期使用		一隻一年につき	十二万五千五百十円
		短期使用		一隻二十四時間につき	千八百八十円
	小型船及び 中型船用浮棧橋	小型船用 の部分	長期使用	一隻一年につき	七万五千四百二十円
			短期使用	一隻二十四時間につき	千百五十円
		中型船用 の部分	長期使用	一隻一年につき	九万四千二百七十円
			短期使用	一隻二十四時間につき	千四百三十円
	可動橋			一回につき	三千百八十円の範囲内 で知事が定める額

備考 【抜粋】

- 一 単位未満の端数は、切り上げる。
- 五 大型船用浮棧橋及び小型船及び中型船用浮棧橋の使用料の金額は、長期使用の場合の金額により算定した額と短期使用の場合の金額により算定した額とのいずれか低い金額による。
- 六 定期船に係る可動橋の使用料の金額は、前記の使用料の金額の十分の三（離島航路に係るものにあつては、十分の五）に相当する額を前記の使用料の金額から差し引くものとする。
- 七 漁業者等とは、漁業者、漁業協同組合及び漁業協同組合連合会をいう。

別表第二（第十三条、第十八条関係）

（平一〇条例一三・追加、平一七条例七五・一部改正）

甲種漁港施設 の名称	設備の名称	単位	金額
漁港環境整備 施設	シャワー	一回につき	実費を勘案して知事（第十八条第一項に規定する 知事が定める甲種漁港施設にあつては、指定管理 者）が定める額